

小規模企業生産性向上設備投資補助金のご案内

公益財団法人名古屋産業振興公社では、名古屋市内で営利を目的とした事業を営む「小規模企業者」の方が、市内の事業所に新たに設置する機械設備等を取得する場合に、その経費の一部を助成します。

補助制度の概要

区分	従業員数	補助対象経費の要件		補助率	補助限度額
製造業	20人以下	300万円以上	補助対象経費とは、固定資産課税台帳(償却資産)に記載された機械設備等の取得価額(消費税を除く)です。	補助対象経費の10%以内	1企業・個人あたり 300万円以内 (平成30年受付分からの合計額が300万円に達するまで)
商業	5人以下	150万円以上			
サービス業	5人以下	150万円以上			
その他	20人以下	300万円以上			

※1 商業とは、卸売業、小売業(飲食店を含む)です。

※2 従業員数には、代表者(個人事業の場合は、事業主)、会社役員は含まれません。パート労働者は正社員に準じた労働形態である場合には、従業員となります。(労働基準法第20条の「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員としてください)

注意事項

- この補助金は、事業計画の認定の通知日以降に着手(発注、購入契約の締結、費用の全部若しくは一部の支払い(契約に係る前払い金を含む。))し、平成31年中に取得(自らの資産として固定資産課税台帳(償却資産)に記載)することが条件で、この条件を満たしていない場合は対象となりません。
- 複数の機械設備等を同時に取得することで補助対象経費の要件を満たす場合は、1台あたり30万円以上の機械設備等であり、かつそれぞれの設置日の間が30日未満の場合に限り対象となります。
- この補助金を申込まれた方は、名古屋市新事業支援センターが派遣する中小企業診断士の支援を受け、「小規模企業生産性向上事業計画書」を作成していただきます。
- 補助金の交付は、名古屋市の平成32年度予算の可決・成立が条件となります。また、交付を受けるには平成32年4月に、改めて交付申請をする必要があります。なお、交付の時期は平成32年5月以降の予定です。

受付期間 平成31年1月21日(月)～平成31年9月30日(月)

ただし、この期間内でも募集予定枠に達した場合はその時点で受付を終了します

受付時間 土日祝休日を除く平日の午前9時から午後4時まで

受付場所



公益財団法人名古屋産業振興公社

名古屋市新事業支援センター

名古屋市千種区吹上二丁目6-3

名古屋市中企業振興会館 5階

電話：052-735-0808

地下鉄桜通線「吹上」駅5番出口より西へ徒歩5分

※ 受付は、あらかじめ電話でご持参日時をご予約いただき、提出書類を直接ご持参ください。

※ ご予約なしでの持参、郵送、FAXおよび電子メールでは、一切受付いたしません。

※ ご持参は、代表者(個人事業の場合は、事業主)又は補助事業者内の担当者の方に限ります。



※2019年5月以降の「平成」は、新元号に読み替えるものとします。

【補助対象事業者】（以下の要件をすべて満たしている必要があります）

- 1 中小企業基本法に定める小規模企業者（従業員数 20 人以下、商業・サービス業は 5 人以下）であること。
- 2 みなし大企業でないこと。
- 3 法人にあっては、本店又は本社として登記されている住所地が名古屋市内（以下「市内」）であること。
- 4 個人で事業を営んでいる場合は、住民票に記載されている現住所が市内であること。
- 5 営利を目的とした事業を営むものであること。
- 6 生産性向上を図り、経営基盤の強化に取り組む意欲を有していること。
- 7 平成 26 年 3 月 31 日以前から市内で継続して事業を営み、かつ、引き続き市内で事業を継続する意欲を有していること。
- 8 平成 32 年 4 月 1 日において、満 60 歳以上の代表者については満 60 歳未満の後継者がいること。
- 9 市税を滞納していないこと。
- 10 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 11 反社会的勢力に該当する、あるいは今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思のある者でないこと。
- 12 訴訟等による係争や法令違反による処罰等をかかえている者でないこと。
- 13 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 3 条に規定する営業許可を受ける事業若しくは第 27 条及び第 31 条の 2、第 31 条の 7、第 31 条の 12、第 31 条の 17 に規定する営業等の届出の対象となる事業を営んでいない、又は今後営む予定でないこと。

【補助対象の機械設備等及び補助の要件】（以下の要件をすべて満たす必要があります）

- 1 固定資産税の対象となる償却資産のうち、次の区分に属するものであること。
 (1) 第 1 種 構築物 (2) 第 2 種 機械及び装置 (3) 第 6 種 工具、器具及び備品
 （第 3 種 船舶及び第 4 種 航空機並びに第 5 種 車両及び運搬具は対象外です。）
- 2 自らの資産として平成 31 年分の税務申告を行い、固定資産課税台帳（償却資産）に登載する機械設備等であること。（平成 31 年 12 月までに取得できなかった場合は対象外になります。）
- 3 補助対象経費の合計が 300 万円以上であること。（ただし、卸売業、小売業（飲食店を含む）、サービス業の区分に属する小規模企業者にあつては、150 万円以上であること。）
- 4 同時に複数の機械設備等を取得し、3 の要件を満たす場合は、1 台あたりの取得価額が 30 万円以上（消費税額を除く。）であり、かつ、設置日の間が 30 日未満であること。
- 5 機械設備等は、生産性向上のために導入するものであること。
- 6 機械設備等は、市内の事業所に設置するものであること。
- 7 機械設備等は、中古品又はリース契約に基づくものでないこと。
- 8 機械設備等は、複数の事業者で共同所有するものでないこと。
- 9 設置にあたり、建築確認等必要な法令が守られていること。
- 10 機械設備等は、本店又は本社として登記されている住所地が市内である法人あるいは、主たる事業所が市内である個人事業者に対し発注するものであること。
- 11 補助事業の認定の通知日以降に着手及び設置すること。
- 12 補助対象経費について、名古屋市の他の補助金の交付対象となっていないこと。
- 13 平成 32 年 3 月 31 日までに小規模企業生産性向上事業計画書（※ 1）を、作成すること。

※ 1 小規模企業生産性向上事業計画書の作成にあたっては、無償で名古屋市新事業支援センターから中小企業診断士が 2 回派遣されます。派遣日程調整のために連絡が入りますのでご承知おきください。

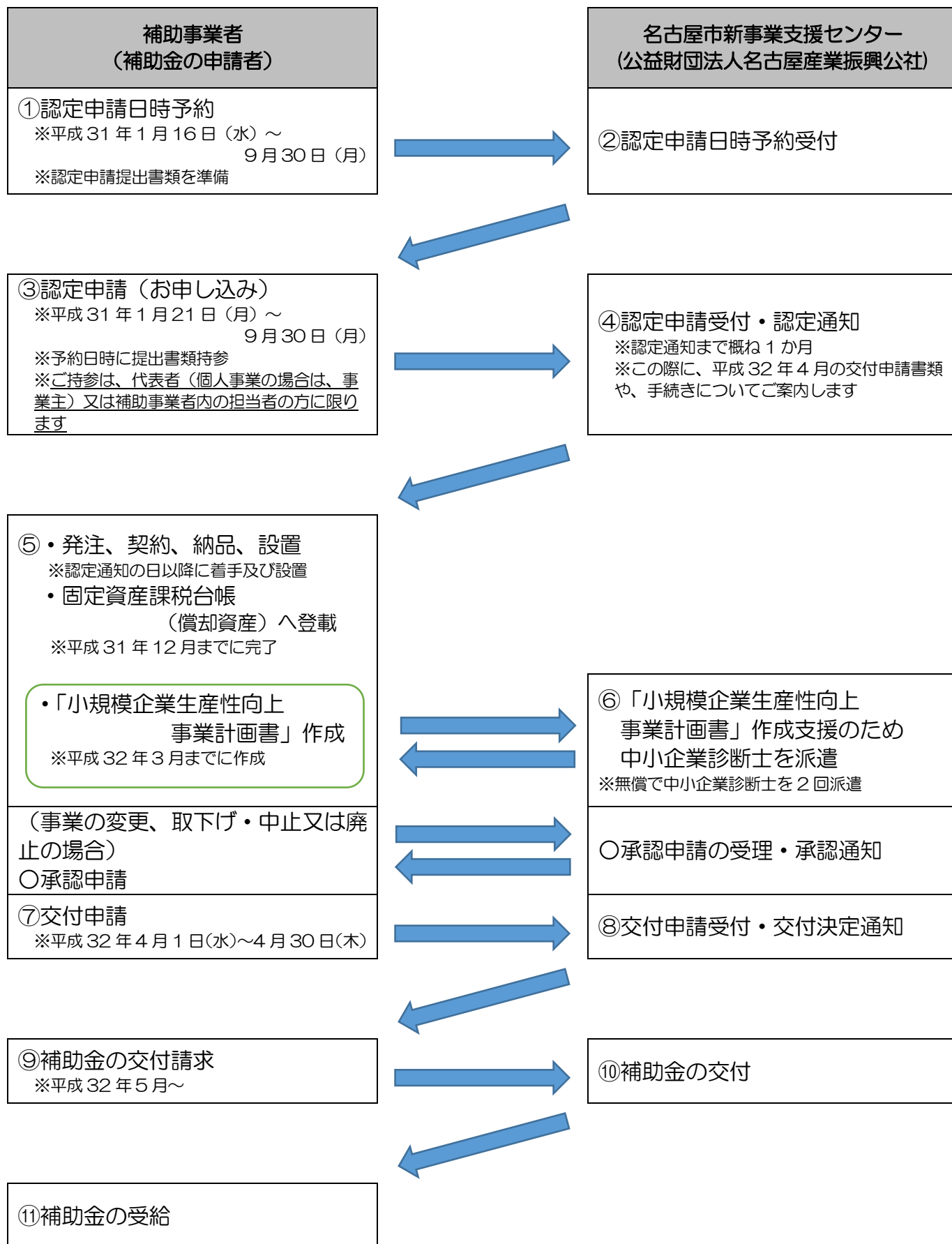
○以下の書類をご提出ください。

認定申請に提出する必要がある書類一覧

<p>① 公益財団法人名古屋産業振興公社小規模企業生産性向上設備投資補助金事業計画認定申請書 [様式第1号]</p>	<p>記載もれや誤記がない。</p>
<p>② 公益財団法人名古屋産業振興公社小規模企業生産性向上設備投資補助金事業計画認定申請書 添付書類チェックリスト [様式第2号]</p>	<p>記載もれや誤記がない。 必要箇所にチェック☑がある。</p>
<p>③ 企業概要書 [様式第3号] ※ 企業パンフレットがある場合は添付してください。</p>	<p>記載もれや誤記がない。</p>
<p>④ (法人) 履歴事項全部証明書 (原本に限ります) (個人) 住民票の写し (個人番号の記載のない原本に限ります) ※申請日の前3か月以内に発行されたものに限ります。</p>	<p>申請日の前3か月以内に発行された原本である。</p>
<p>⑤ (営業許可を受ける業種のみ) 営業許可証の写し</p>	<p>許可の書面の写し。 原本証明がある。</p>
<p>⑥ (平成32年4月1日において、代表者が満60歳以上の場合) 後継(予定)者の運転免許証の写し又は住民票の写し ※住民票の写しは、申請日の前3か月以内に発行されたものに限ります。</p>	<p>(運転免許証の写しの場合) 原本証明がある。 (住民票の写しの場合) 申請日の前3か月以内に発行された原本である。</p>
<p>⑦ 市税に関する滞納がない旨の証明 (原本に限ります) 各市税事務所、出張所、区役所、支所の税務窓口で発行 ※申請日の前3か月以内に発行されたものに限ります。</p>	<p>申請日の前3か月以内に発行された原本である。</p>
<p>⑧ (法人) 直近5事業年度分の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるものの写し (個人) 直近5年分の所得税青色申告決算書又は収支内訳書の写し</p>	<p>(法人) 直近5事業年度分がある。 原本証明がある。 (個人) 直近5年分がある。 原本証明がある。</p>
<p>⑨ 補助事業計画書 [様式第4号]</p>	<p>記載もれや誤記がない。</p>
<p>⑩ 機械設備等の見積書の写し 市内に本社がある事業者が発注するものであること。 ※ 取得予定の機械設備等のパンフレット、カタログがある場合は添付してください。</p>	<p>見積書に押印もれがない。(見積書発行者が本店又は本社として登記されている住所地が市内である法人あるいは、主たる事業所が市内である個人事業者である) 原本証明がある。</p>
<p>⑪ (事業所が自己所有でない場合) 賃貸借契約書の写し</p>	<p>賃貸借契約書の写し。 原本証明がある。</p>

※上記、提出書類のうち写しのものについては、原本証明のあるものに限ります。

手続きの流れ



■ 本補助金のお問い合わせ先



公益財団法人名古屋産業振興公社

名古屋市新事業支援センター

千種区吹上二丁目6-3

中小企業振興会館5階

電話：052-735-0808